



2023年5月12日

各 位

会 社 名 上村工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 上村 寛也
(コード番号 4966 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 阪部 薫夫
TEL 06(6202)8518

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定することについて決議し、本制度の改定に関する議案を2023年6月29日開催予定の第95期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の改定の概要

本制度は、2021年6月29日開催の第93期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として導入いたしました。なお、当該定時株主総会において、対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額及び当社が発行又は処分する当社普通株式の総数をそれぞれ年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）及び年10,000株以内（ただし、2021年6月30日を基準日として、同年7月1日をもって、当社の普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割をしたことに伴い、現在、当該総数は、年20,000株以内となっております。）とご承認をいただいております。

この度、当社における役員報酬制度の見直しを行い、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを一層高めると同時に、株主との価値共有を更に進めることを目的として、本制度の内容を一部改定することにいたしました。

具体的には、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする従来の「在籍条件型譲渡制限付株式報酬」に加え、対象取締役の報酬と当社の業績との連動性を高めるべく、当社の取締役会が予め定める業績目標の達成を譲渡制限解除の条件とする「業績条件型譲渡制限付株式報酬」を新たに導入いたします。

また、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与方法については、対象取締役の報酬として支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受ける従来の方法に代え、対象取締役の報酬として当社の普通株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法に変更いたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総額は、「在籍条件型譲渡制限付株式報酬」として年額30,000千円以内、「業績条件型譲渡制限付株式報酬」として年額70,000千円以内、合わせて年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。また、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、「在籍条件型譲渡制限付株式報酬」として年20,000株以内、「業績条件型譲渡制限付株式報酬」として年46,000株以内、合わせて年66,000株以内（ただし、いずれの総数についても、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式

の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。)といたします。

また、かかる上記の改定に加えて、譲渡制限の解除時期及び退任又は退職時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

なお、上記の改定につきまして、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して変更するものではありません。

2. 本制度の改定の目的及び条件

本制度の改定は、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを一層高め、株主との価値共有を更に進めることを目的とするものであります。また、役員報酬制度の見直しとして本制度を改定するものであることから、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

本制度の改定のほか、本制度の概要は、基本的に従前と同様です。導入時の本制度の概要については、2021年5月14日付で公表した「役員報酬制の見直しに関するお知らせ（譲渡制限付株式報酬制度の導入及び退職慰労金制度の廃止等）」をご参照ください。

以 上